官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇四）　二
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一八）　三

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働二五〇）　四
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同二五一）　四
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同二五二）　四

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二二八）　四
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業七三）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通七〇四）　五
○登録水先人養成施設の登録事項を変更した件（同七〇五）　五
○登録水先免許更新講習の登録事項を変更した件（同七〇六）　五
○北上川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（東北地方整備局九一）　六
○道路に関する件（同九二）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局九五）　六
○道路に関する件（中国地方整備局七〇、七一）　六
○道路に関する件（九州地方整備局七二）　六

〔国会事項〕
最高裁判所　七

〔人事異動〕
官庁事項　七

〔官庁報告〕
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　七
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局）　八
登録実施機関の登録事項の変更について（中部運輸局、近畿同）　八
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（広島労働局最低工賃公示一）　八
国家試験
令和九年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　八
令和八年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委告示配二）　九
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人愛媛県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件（同三）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達、建設業の許可の取消処分、公害等調整委員会公示関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

省　令

○厚生労働省令第百四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

別表第三（第二百四条関係）

改正後	改正前
毒　薬	毒　薬
（略）	（略）
劇　薬	劇　薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～五の十　（略）	一～五の十　（略）
五の十一　アナキンラ及びその製剤	（新設）
五の十二～五の八十一　（略）	五の十一～五の八十　（略）
六～八の六　（略）	六～八の六　（略）
八の七　イソトレチノイン及びその製剤	（新設）
八の八～八の十　（略）	八の七～八の九　（略）
九～十六の三　（略）	九～十六の三　（略）
十六の四　カミゼストラント及びその製剤	（新設）
十七～五十六の三　（略）	十七～五十六の三　（略）
五十六の四　ジロキシメルフマラート及びその製剤	（新設）
五十六の五～五十六の七　（略）	五十六の四～五十六の六　（略）
五十七～百三十四の十四　（略）	五十七～百三十四の十四　（略）
百三十四の十五　リルザブルチニブ及びその製剤	（新設）
百三十四の十六～百三十四の十九　（略）	百三十四の十五～百三十四の十八　（略）
百三十五～百四十一　（略）	百三十五～百四十一　（略）
百四十二　レミブルチニブ及びその製剤	（新設）
百四十三～百四十六　（略）	百四十二～百四十五　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

改正後	改正前
医薬品	医薬品
一～三十二　（略）	一～三十二　（略）
三十三　イソトレチノイン及びその製剤	（新設）
三十四～六十三　（略）	三十三～六十二　（略）
六十四　カミゼストラント及びその製剤	（新設）
六十五～二百五十八　（略）	六十三～二百五十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十八号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第六号及び南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十六号）附則第三条第二項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十九日

環境大臣　石原　宏高

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定活動に該当する行為）	（特定活動に該当する行為）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
第四条　法第三条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第四条**　法第三条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一　単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機の航行又は飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給	一　船舶の航行又は航空機の飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給
二　前号に掲げるもののほか、単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機内にある者が当該船舶又は航空機内においてする行為	二　前号に掲げるもののほか、南極地域の海域にある船舶又は航空機内にある者が当該船舶又は航空機内においてする行為

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（改正法附則第三条第二項の環境省令で定める事項等）

第二条　改正法附則第三条第二項の環境省令で定める事項は、同条第一項に規定する南極地域活動の目的、時期及び場所とする。

2　改正法附則第三条第二項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第附二の報告書を提出することにより行うものとする。

様式第附二（附則（令和八年六月十九日環境省令第十八号）第二条第二項関係）

経過措置期間中に実施した南極地域活動に係る報告書

年　月　日

環境大臣　殿

住　所

氏　名

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第36号）附則第３条第２項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

南極地域活動の内容	
南極地域活動の目的	
南極地域活動の時期	
南極地域活動の場所	

(注)

１．同一の南極地域活動をした者が複数いる場合には、当該者の連名でも可。その場合は、代表者の氏名及び住所を本様式に記載し、その他の者の氏名と住所を別紙にて添付すること。

２．用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第二百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるもののに限る。	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるもののに限る。
(1)～(122)　（略）	(1)～(122)　（略）
(123)　イソトレチノイン	（新設）
(124)～(296)　（略）	(123)～(295)　（略）
(297)　カミセストラント	（新設）
(298)～(493)　（略）	(296)～(491)　（略）
(494)　ジロキシメルフマラート	（新設）
(495)～(785)　（略）	(492)～(782)　（略）
(786)　ネタルスジル	（新設）
(787)～(1215)　（略）	(783)～(1211)　（略）

(1216) リルザブルチニブ	(新設)
(1217) ～ (1259) （略）	(1212) ～ (1254) （略）
(1260) レミブルチニブ	(新設)
(1261) ～ (1280) （略）	(1255) ～ (1274) （略）
九　（略）	九　（略）

○厚生労働省告示第二百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(151)　（略） (152)　クレスロピマブ（遺伝子組換え） (153)～(395)　（略） ２～４　（略）	**別表第１** １　次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。） (1)～(151)　（略） （新設） (152)～(394)　（略） ２～４　（略）

○厚生労働省告示第二百五十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二十九　（略） 三十　イソトレチノイン及びその製剤 三十一～二百八十九　（略）	一～二十九　（略） （新設） 三十～二百八十八　（略）

その他告示

○総務省告示第二百二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十九日

一　名　　称　総務大臣　林　芳正

令和八年度日米共同訓練参加部隊

二　国外派遣期間　令和八年六月二十三日から令和八年七月二十日まで

三　派遣人数（概数）　百五十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○経済産業省告示第七十三号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のように登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき公示する。

令和八年六月十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1

一　一般財団法人日本ガス機器検査協会

二　登録の更新年月日及び登録番号

令和八年四月十一日　０１０６０１

三　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般財団法人日本ガス機器検査協会　東京都港区赤坂一丁目４番１０号　理事長　中西　英夫

四　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

日用品

五　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、アメリカ合衆国、インドネシア共和国、シンガポール共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベトナム社会主義共和国及びマレーシア

六　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人日本ガス機器検査協会　本部　東京都港区赤坂一丁目４番１０号

一般財団法人日本ガス機器検査協会　東京検査所　東京都板橋区小豆沢四丁目１番１０号

一般財団法人日本ガス機器検査協会　名古屋検査所　愛知県小牧市間々原新田字下芳池３２８

一般財団法人日本ガス機器検査協会　大阪検査所　大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目２２番６２号

一般財団法人電気安全環境研究所

2

一　登録の更新年月日及び登録番号

令和八年五月二十六日　０１０６０２

二　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般財団法人電気安全環境研究所　東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号　理事長　中村幸一郎

三　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

一般機械、電子機器及び電気機械、鉄鋼、化学、医療安全用具

四　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国

五　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

一般財団法人電気安全環境研究所　製品認証部　東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号

一般財団法人電気安全環境研究所　東京事業所　東京都渋谷区代々木五丁目１４番１２号

一般財団法人電気安全環境研究所　横浜事業所　神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目１２番３０号

一般財団法人電気安全環境研究所　関西事業所　兵庫県神戸市東灘区向洋町西四丁目１番

3

一　登録の更新年月日及び登録番号

令和八年五月二十六日　０１０６０３

二　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　東京都港区芝浦三丁目１３番１６号　理事長　山中　毅

三　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

一般機械、繊維

四　登録の更新を受けた者が認証を行う区域
日本、大韓民国、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国
五　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　本部　東京都港区芝浦三丁目１３番１６号
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　東日本事業所　東京都港区芝浦三丁目１３番１６号
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター　西日本事業所　大阪府大阪市中央区常盤町二丁目３番２５号

○国土交通省告示第七百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上木之間沢
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　長野県諏訪郡富士見町富士見の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を平成十三年国土交通省告示第二百六十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°53′47.1192″	138°12′44.6664″
2	35°53′47.1032″	138°12′44.3118″
3	35°53′47.1812″	138°12′44.1487″
4	35°53′47.7809″	138°12′43.8194″
5	35°53′48.2220″	138°12′44.3104″
6	35°53′48.5938″	138°12′45.0684″
7	35°53′48.6596″	138°12′45.6824″

ロ　長野県諏訪郡富士見町富士見の区域内の土地のうち、次の八点から十三点までを順次結んだ線及び八点と十三点を平成十三年国土交通省告示第二百六十三号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
8	35°53′49.2879″	138°12′46.5773″
9	35°53′49.5622″	138°12′46.6394″
10	35°53′49.8213″	138°12′47.0201″
11	35°53′50.0219″	138°12′47.0390″
12	35°53′49.9849″	138°12′47.4900″
13	35°53′49.8484″	138°12′47.4335″

○国土交通省告示第七百五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第十八条の規定に基づき、同法第十五条第三項第二号に規定する登録水先人養成実施機関である独立行政法人海技教育機構から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	田島　哲明
変更後	佐々　明

二　変更年月日
令和八年四月一日

○国土交通省告示第七百六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十二条において準用する同法第十八条の規定に基づき、同法第三十条第三項第二号に規定する登録水先免許更新講習実施機関である独立行政法人海技教育機構から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第三十二条において準用する同法第二十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年六月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	田島　哲明
変更後	佐々　明

二　変更年月日
令和八年四月一日

○東北地方整備局告示第九十一号

北上川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月六日建設省告示第二百五十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第三十三号図、第三十八号図から第四十二号図及び第百四十四号図から第百四十九号図を改め、第三十七号図を第三十七号図の一図に改め、第三十七号図の一図の次に第三十七号図の二図、第三十七号図の三図、第三十七号図の四図及び第三十七号図の五図を加える。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

（図面省略）

○東北地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号及び百十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島市鳥谷野字岩田六一番五から同市鳥谷野字天神二三番一まで	前	三七・七六～五五・二一メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	三七・七六～五五・五一メートル	〇・〇二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十九日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・五・二百二十七―四十二号大阪瓢箪山線
三　事業施行期間　自令和八年六月十九日至令和十六年三月三十一日
四　事業地

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
収用の部分　大阪府東大阪市小阪三丁目及び西岩田三丁目地内 使用の部分　大阪府東大阪市小阪三丁目及び西岩田三丁目地内			

○中国地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲南市加茂町南加茂一二二二番八から同市加茂町南加茂一二二五番一二まで	前	一四・一八～一二六・一四メートル	〇・一二六キロメートル
	後	一四・一八～一一〇・五九メートル	〇・一二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日　中国地方整備局長　山本　大志

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

五十四号　雲南市加茂町南加茂一二二五番一から同市加茂町南加茂一二二五番一二まで　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十九日

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

十号及び五十七号　大分市大字旦野原字山ノ口一〇三八番一から同市大字旦野原字連田九三五番九まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

民法等の一部を改正する法律

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

承諾を求めるの件送付通知書受領

六月十七日参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

議案通知書受領

六月十七日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

質問書転送

六月十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

電気事業法改正案の融資制度に関する質問主意書

報告書受領

六月十七日人事院総裁川本裕子から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四条の規定に基づく令和七年度人事院業務状況の報告

参議院

議案提出

六月十七日議員から次の議案が提出された。

外国人総合政策庁の設置等による外国人政策の総合的な推進に関する法律案（神谷宗幣外三名発議）（参第九号）

議案受領（予備審査）

六月十七日衆議院から次の議案が送付された。

自動車重量税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外二名提出）（衆第一六号）

自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外二名提出）（衆第一七号）

国旗の損壊等の処罰に関する法律案（松野博一外十六名提出）（衆第一八号）

議案付託

六月十七日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆第一三号）　総務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）　農林水産委員会に付託

議決通知

六月十七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

質問主意書提出

六月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

会計年度任用職員に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五五号）

昭和百年記念式典に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五六号）

法律公布奏上及び通知

六月十七日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

民法等の一部を改正する法律

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

承諾を求めるの件送付及び通知

六月十七日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

報告書受領

六月十七日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく令和七年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

人事異動

最高裁判所

千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・木更津簡易裁判所判事　木村　大慶

山形地方裁判所判事補に補する

兼ねて山形家庭裁判所判事補に補する

山形簡易裁判所判事に補する（六月十七日）

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年６月19日

四国地方整備局長　奥田　晃久

道路の種類	路線名	区間
一般国道	11号	高松市牟礼町牟礼字川原2155番３から同市牟礼町牟礼字川原2124番１までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年６月19日

四国地方整備局長　奥田　晃久

道路の種類	路線名	区間
一般国道	11号	高松市林町字坊城1523番４から同市林町2539番４までの上下線

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月十九日

東北運輸局長　吉田　昭二

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　宮城県水産高等学校

(二)　登録小型船舶教習実施機関の代表者の氏名

（変更前）小山　英明

（変更後）伊藤　康弘

(三)　変更年月日　令和八年四月一日

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年６月19日

中部運輸局長　神谷　昌文

記

（単位地域の名称）
愛知県
（登録実施機関の名称）
名古屋タクシー協会
（登録実施機関の住所）
愛知県名古屋市昭和区滝子町30番16号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
天野　清美
（変更後の登録実施機関の代表者名）
浅野　丈夫
（登録事務等を行う事務所の名称）
名古屋タクシー登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
愛知県名古屋市昭和区滝子町30―16
（登録番号）
名古屋―１号
（変更年月日）
令和８年５月22日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年６月19日

近畿運輸局長　服部　真樹

記

（単位地域の名称）
大阪府Ａ
（登録実施機関の名称）
公益財団法人大阪タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
中村　剛
（変更後の登録実施機関の代表者名）
村田　稔
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（登録番号）
大阪―１番
（変更年月日）
令和８年６月12日

（単位地域の名称）
大阪府Ｂ
（登録実施機関の名称）
公益財団法人大阪タクシーセンター
（登録実施機関の住所）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
中村　剛
（変更後の登録実施機関の代表者名）
村田　稔
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（登録事務等を行う事務所の所在地）
大阪府大阪市鶴見区鶴見４丁目５番９号
（登録番号）
大阪府Ｂ―１番
（変更年月日）
令和８年６月12日

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

広島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、広島県電気機械器具製造業最低工賃（平成15年広島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年６月19日　　広島労働局長　宮原真太郎

広島県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　広島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤーハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、２回半巻きのもの	１か所につき　85銭
	コネクターの挿入（コネクターの指定の位置にリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むものをいう。）	自動車用で、長さが1,500ミリメートル以下の電線について行うもの	１か所につき　53銭
		自動車用で、長さが1,500ミリメートルを超える電線について行うもの	１か所につき　61銭
		自動車用以外の電線について行うもの	１か所につき　38銭
基板	部品の挿入	２本のリード線について行うもの	１個につき　68銭
	はんだ付け（手はんだによるものに限る。）	集積回路及びコネクターについて行うもの	１か所につき　39銭
		集積回路及びコネクター以外の部品について行うもの	１か所につき　73銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け（手はんだによるものに限る。）		１か所につき　１円30銭

4　効力発生の日　令和８年７月19日

国家試験

令和９年公認会計士試験の施行

令和９年公認会計士試験の施行について、次のとおり公告する。

令和８年６月19日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

令和９年公認会計士試験を次のとおり行う。

１．試験日時及び試験科目

イ．第Ⅰ回短答式試験

令和８年12月13日（日）

企業法	９：30～10：20
管理会計論	11：15～12：30
監査論	13：45～14：35
財務会計論	15：30～18：00

ロ．第Ⅱ回短答式試験

令和９年５月23日（日）

企業法	９：30～10：20
管理会計論	11：15～12：30
監査論	13：45～14：35
財務会計論	15：30～18：00

ハ．論文式試験

令和９年８月20日（金）

監査論	10：30～12：30
租税法	14：30～16：30

令和９年８月21日（土）

会計学	10：30～12：30
会計学	14：30～17：30

令和９年８月22日（日）

企業法	10：30～12：30
選択科目（１科目）（経営学、経済学、民法、統計学）	14：30～16：30

２．試験実施地　東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表する。

３．出願

（受付期間）

第Ⅰ回短答式試験　令和８年８月28日（金）から同年９月17日（木）まで

第Ⅱ回短答式試験　令和９年２月１日（月）から同年２月24日（水）まで

（出願方法）

公認会計士・監査審査会ウェブサイトから、公認会計士試験インターネット出願サイトにアクセスして出願を行うこと。

（試験実施地）	（管轄財務局等）
東京都	関東財務局
大阪府	近畿財務局
北海道	北海道財務局
宮城県	東北財務局
愛知県	東海財務局
石川県	北陸財務局
広島県	中国財務局
香川県	四国財務局
熊本県	九州財務局
福岡県	福岡財務支局
沖縄県	沖縄総合事務局

４．法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、原則として、第Ⅰ回短答式試験は令和８年４月１日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は令和９年４月１日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、原則として、令和９年１月１日現在施行のものとする。

５．合格発表

イ．第Ⅰ回短答式試験	令和９年１月22日（金）（予定）
ロ．第Ⅱ回短答式試験	令和９年６月18日（金）（予定）
ハ．論文式試験	令和９年11月19日（金）（予定）

６．その他　受験手続等に関する詳細については、上記に定めるほか、公認会計士・監査審査会ウェブサイト及び令和９年公認会計士試験受験案内を参照すること。

なお、天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、官報に公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表する。

令和８年度技術士第二次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の２の規定に基づき、令和８年７月19日及び20日に実施する令和８年度技術士第二次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和８年６月19日

文部科学大臣　松本　洋平

総合技術監理部門の必須科目（試験日７月19日）

総合技術監理部門を除く部門の必須科目及び選択科目並びに総合技術監理部門の選択科目（試験日７月20日）

試験地	試験会場
北海道	札幌医療リハビリ専門学校（試験日７月19日のみ）　札幌市北区北６条西１丁目３番１号
	北海学園大学豊平キャンパス（試験日７月20日のみ）　札幌市豊平区旭町４丁目１番40号
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地２
	ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口（試験日７月20日のみ）　仙台市青葉区花京院１丁目２番15号
東京都	東京大学駒場Ⅰキャンパス　目黒区駒場３丁目８番１号
	五反田ＴＯＣビル（試験日７月20日のみ）　品川区西五反田７丁目22番17号
	タイム24ビル（試験日７月20日のみ）　江東区青海２丁目４番32号
	拓殖大学文京キャンパス（試験日７月20日のみ）　文京区小日向３丁目４番14号
	文京学院大学本郷キャンパス（試験日７月20日のみ）　文京区向丘１丁目19番１号
神奈川県	横浜歯科医療専門学校　横浜市西区高島１丁目２番15号
	ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ横浜西口（試験日７月20日のみ）　横浜市西区南幸２丁目19番９号
	ビジョンセンター横浜（試験日７月20日のみ）　横浜市西区北幸２丁目５番15号
新潟県	新潟大学五十嵐キャンパス　新潟市西区五十嵐２の町8050番地
石川県	石川県地場産業振興センター　金沢市鞍月２丁目１番地
愛知県	imy会議室　名古屋市東区葵３丁目７番14号
	名古屋工業大学（試験日７月20日のみ）　名古屋市昭和区御器所町
大阪府	大阪大学豊中キャンパス（試験日７月19日のみ）　豊中市待兼山町１番16号
	大阪学院大学（試験日７月20日のみ）　吹田市岸部南２丁目36番１号
	関西大学千里山キャンパス（試験日７月20日のみ）　吹田市山手町３丁目３番35号
	近畿大学東大阪キャンパス（試験日７月20日のみ）　東大阪市小若江３丁目４番１号
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	四国電力株式会社総合研修所（試験日７月19日のみ）　高松市屋島西町1850番地１
	英明高等学校（試験日７月20日のみ）　高松市亀岡町１番10号
福岡県	福岡工業大学　福岡市東区和白東３丁目30番１号
	西南学院大学（試験日７月20日のみ）　福岡市早良区西新６丁目２番92号
沖縄県	沖縄大学　那覇市国場555番地

公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月19日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年５月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東北公営事業株式会社　武村　幸徳　宮城県仙台市泉区根白石字町東26－１　国土交通大臣許可（般－07）第23714号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年５月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

公害等調整委員会公示第１号

公調委令和七年（フ）第１号及び同八年（フ）第１号三重県鳥羽市菅島町字村口地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件及び同参加申立事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年六月十九日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

愛知県名古屋市熱田区森後町三番二十四号

裁定申請人　鶴田石材株式会社

代表者　代表取締役　鶴田　欣也

三重県志摩市阿児町鵜方三〇九八番九号

処分庁　三重県志摩建設事務所長

三重県鳥羽市鳥羽三丁目一番一号

参加人　鳥羽市

代表者　市長　小竹　篤

三重県志摩建設事務所長が、令和七年二月二十七日付けをもって、鶴田石材株式会社の岩石採取計画認可申請に対してした不認可処分は、認可の申請に必要な書類が添付されているにもかかわらず、これが添付されていないことを理由とする誤ったものであること及び採石法第三十三条の十七に基づく災害防止命令（令和六年三月十五日付け三重県指令志建第千七百五十二号）は本件申請に影響を及ぼさないものであることから、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　令和八年七月二十一日午前十時三十分

三　場所　東京都千代田区霞が関三－一－一　中央合同庁舎第四号館　公害等調整委員会審理廷

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第４号
　徳島県徳島市佐古八番町２番10号
　清算株式会社　株式会社ラウドネス
　代表清算人　吉岡　祐子
　１　決定年月日　　令和８年６月４日
　２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
　　徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０９９号
　東京都新宿区大久保１丁目２番17号
　清算株式会社　日本リビング株式会社
　代表清算人　福村　修作
　１　決定年月日　令和８年６月４日
　２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
　　東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２号
　山口県下関市丸山町３丁目２番５号
　清算株式会社　株式会社油政商店
　１　決定年月日　令和８年５月12日
　２　主文　本件特別清算手続を終結する。
　　山口地方裁判所下関支部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月八日
掲載頁　六十頁（号外第一二六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月八日
掲載頁　六十二頁（号外第一二六号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月八日
掲載頁　六十三頁（号外第一二六号）

令和八年六月十九日

栃木県那須塩原市上大塚新田三三番地三
（甲）那須高原ハム株式会社
代表取締役　佐々木哲男

静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日二二番地
（乙）中部ハム株式会社
代表取締役　青崎　大悟

山口県下関市長府扇町四番六六号
（丙）下関ハム株式会社
代表取締役　古田　祐二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日

東京都杉並区永福一丁目一三番三―三〇五号クレアホームズ永福町蒼の邸
（甲）合同会社アルンＱＡコンサルティング　代表社員　梅田　周一

東京都杉並区永福一丁目一三番三―三〇五号クレアホームズ永福町蒼の邸
（乙）合同会社プラケオＱＡコンサルティング　代表社員　梅田　周一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年七月三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十六日
掲載頁　六頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　一〇四頁（号外第九十四号）

令和八年六月十九日
東京都品川区大崎一丁目一一番一号
（甲）シーメンス株式会社
代表取締役　堀田　邦彦
東京都中央区京橋二丁目二番一号
（乙）アルテアエンジニアリング株式会社
代表取締役　堀田　邦彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　一一九頁（号外第一三〇号）

令和八年六月十九日
東京都世田谷区粕谷一丁目一二番一六号五
○六　（甲）株式会社ティエム
代表取締役　村上　真澄
東京都世田谷区粕谷一丁目一二番一六号五
○六　（乙）株式会社ブルックス
代表取締役　村上　真澄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月十九日
東京都中央区日本橋兜町一七番二号兜町第６葉山ビル四階　（甲）合同会社ＰＤＢ
代表社員　小西　雄太
東京都中央区日本橋兜町一七番二号兜町第６葉山ビル四階　（乙）合同会社Ｓｕｍｍｅｒ
代表社員　小西　雄太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.okaene.co.jp
（乙）http://www.okapro.co.jp
令和八年六月十九日
岡山市南区築港栄町七番地の二七
（甲）岡山ガスエネルギー株式会社
代表取締役　白神　和幸
岡山市南区築港栄町七番地の二七
（乙）岡山ガスプロパン株式会社
代表取締役　白神　和幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十一日
掲載頁　一四二頁（号外第一二九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十一日
掲載頁　一一九頁（号外第一二九号）

令和八年六月十九日
福岡県北九州市若松区本町二丁目一七番一号
（甲）株式会社サンリブ
代表取締役社長　眞田　義文
福岡県北九州市若松区本町二丁目一七番一号
（乙）サークルフーズ株式会社
代表取締役社長　後藤　幸太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
（甲）ＧＬインフラ1号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス1号一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
（乙）ソーラーネクサス合同会社
代表社員　ソーラーネクサスホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。（甲は旧商号ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社、乙は旧商号ゼビオコーポレート株式会社で開示しております。）

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月二十七日
掲載頁　九十二頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月二十七日
掲載頁　九十二頁（号外第七十二号）

令和八年六月十九日
東京都千代田区神田小川町三丁目四番地二
（甲）ゼビオコーポレート株式会社
代表取締役　石塚　晃一
福島県郡山市朝日三丁目七番七号
（乙）ゼビオアセットリンク株式会社
代表取締役　石塚　晃一

吸収分割公告

左記会社は関係当局への届出、許認可の取得等を条件に吸収分割して、甲は乙の企業型確定拠出年金向け投資信託の販売事業及び株式会社ゆうちょ銀行に係る個人型確定拠出年金向け投資信託の販売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十七日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.rakuten-sec.co.jp/web/company/disclosure/public_announcement/

令和八年六月十九日
東京都千代田区大手町一丁目五番五号
（甲）株式会社みずほ銀行
代表取締役　加藤　勝彦
東京都港区南青山二丁目六番二一号
（乙）楽天証券株式会社
代表取締役　楠　雄治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、組織変更後の商号は洪升商事株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日
宮城県白石市越河平字下谷地二番四
洪升合同会社
代表社員　邱　洪升

組織変更公告

当会社は株式会社に組織変更します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日
東京都大田区南久が原二―六―三第三雄喜コーポ
Ｇｅｎｅｒａｌ　Ｃａｒｅ合同会社
代表社員　中田　宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日

山梨県甲府市上石田三丁目一一番五号

合同会社和らぎ

代表社員　神谷　和子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＵＮＦＯＬＬＯＷＩＮＧ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日

京都府京都市下京区中堂寺前田町六番地の一五　ＵＮＦＯＬＬＯＷＩＮＧ合同会社

代表社員　青木　めい

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日

大阪府堺市北区新金岡町五丁五番一二五号

合同会社ジオ

代表社員　南野　孝幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日

長崎県佐世保市日野町一〇三六番地

合同会社ＫＯＴＯＢＵＫＩ

代表社員　株式会社エド建

職務執行者　本田　寿一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日

大分県佐伯市鶴岡西町二丁目三二四番地

合同会社オクラド

代表社員　奥田　翔士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十九日

鹿児島市荒田二丁目五五番九号　パサージュＡＲＡＴＡ三〇一号　合同会社まやま

代表社員　山元　良一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十日

掲載頁　八十六頁（号外第二四七号）

令和八年六月十九日

東京都中央区日本橋兜町八番五号

株式会社キャロットレード

代表取締役　田中　充

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千九百二十二万三千六百五十四円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.monexgroup.jp/

令和八年六月十九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

株式会社クラフター

代表取締役　小島　舞子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十九万九千九百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年七月三十日までにお申し出下さい。

令和八年六月十九日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六階

ＥＣ合同会社

代表社員　榎本　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千八百三十六万五千八十円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月四日

掲載頁　九十六頁（号外第四十四号）

令和八年六月十九日

東京都港区西新橋一丁目一六番三号

ＡＣＡ　Ｎｅｘｔ株式会社

代表取締役　小林　秀樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億七千九百七十五万六千八百四十円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月十九日

名古屋市天白区原三丁目一六〇四番地

株式会社和合ホールディングス

代表取締役　柘植　貴夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

山形県上山市仙石字大沢二二五番地

株式会社ザオウ製作所

代表取締役　高橋　広成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

東京都渋谷区東二丁目二〇番一三号

株式会社電波タイムス社

代表取締役　麻生　舞

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

東京都立川市泉町一〇七八番九二

多摩都市モノレール株式会社

代表取締役　奥山　宏二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

東京都品川区北品川五丁目一番一八号住友不動産大崎ツインビル東館一三階

株式会社ロイネ

代表取締役　橋本　徳也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

新潟県上越市新町一五番地

株式会社セフティ上越

代表取締役　竹内　一敏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

大阪府豊中市箕輪三丁目一番一五号

佐々木工業株式会社

代表取締役　佐々木徹也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

大阪府和泉市テクノステージ三丁目七番二四号

アクア化学株式会社

代表取締役　和田　龍一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十九日

長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷七四七―二

株式会社彼杵の荘

代表取締役　岡﨑　省三

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＯＱＩ０１　Ｓｅｃｏｎｄ株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月二十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目一番四号

日本情報産業株式会社

代表取締役　下川　秀樹

新規信託分割の公告

当初委託者及び三井住友信託銀行株式会社間の令和五年四月二十日付新規信託分割に関する合意書に基づき、新規信託分割により別信託となった信託（東京法務局立川出張所令和五年六月二十三日受付第二六六一〇号登記済、現委託者兼受益者につき左記の通り。）につき、新規信託分割をしますので公告します。

この分割に異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

委託者兼受益者

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

昭島1ロジスティック特定目的会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

令和五年四月二十日付新規信託分割に関する合意書（その後の変更を含む。）

なお、従前の信託の年月日は、令和五年六月二十三日です。

また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以降における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三〇二六

令和八年六月十九日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　鈴木　雅士

訂正公告

令和八年六月三日（号外第一二三号）掲載の第四十九期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「(4,771,516)」とあるは「(968,913)」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十九日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号

ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン株式会社

代表取締役社長　波木　理香

訂正公告

令和八年六月十二日（号外第一三〇号）掲載の（甲）株式会社スズキ自販東京、（乙）株式会社スズキ自販南東京に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の決算公告の資本剰余金の内訳「その他利益剰余金」とあるは「その他資本剰余金」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十九日

扱　店

取消公告

令和八年四月十四日（号外第八十七号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、吸収分割公告のみを取消します。

令和八年六月十九日

東京都中央区日本橋兜町六番五号

（甲）日本橋化成株式会社

代表取締役　藤川　幸代

東京都中央区日本橋兜町六番五号

（乙）川内化成株式会社

代表取締役　藤川　幸代

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年五月二十一日（号外第百十二号）公布経済産業省令第五十号（二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則）（印刷誤り）				
一四	上	一〇	行頭を一字下げる。	
令和八年五月二十一日（号外第百十二号）公布経済産業省・環境省令第七号（海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令）（印刷誤り）				
一〇三	上	一八	行頭を一字下げる。	